

公益社団法人十和田青年会議所会員資格規程

※令和2年 1月30日改定

※令和4年10月15日改定

※令和5年 2月27日改定

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人十和田青年会議所定款に基づき、本会議所会員資格に関する事項を規定する。

(新入会員加入に関する事項)

第2条 入会申込者は正会員2名の推薦を必要とし、かつ正式入会后、会員として12ヶ月以上在籍可能な者に限る。但し、移籍会員はこの限りでない。

2 推薦できる正会員は次の各号に掲げる条件を満たした者でなければならない。また、推薦者となった正会員は、当該入会申込者が正会員となった場合の義務の不履行については、その全ての責任を負わなければならない。その責任期間は12ヶ月とする。

(1) 正会員となって1年を経過した者

(2) 所定の期日までに会費を納入したもの

(3) 2人のうち1人は、2年以上本会議所に在籍可能な者であること。

3 入会の申込みは、入会申込書に次の各号に掲げる書類を添付して事務局へ届け出るものとする。

(1) 住民票抄本、又は身分証明書。但し、必要に応じて、成年被後見人、被保佐人と登記されていないことの証明書。

(2) 在籍証明書

(3) 本人の顔写真

4 入会申込者は、推薦者とともに理事長に面接することとする。

5 前項にかかわらず、正会員が転勤等やむを得ない理由により、本会議所活動が困難になった場合で、同一企業の者が入会を希望するとき、理事会の決議により、年度内会費と入会金を免除することができる。

6 事務局は第2条第3項に掲げる書類の管理を行い、当該入会申込者が本人の意思により正会員にならなかった場合、当該入会申込者に書類を返却する。

(会費及び納入に関する事項)

第3条 本会議所の会費の額とその納入期限を次のとおりとする。

正会員の会費は、年額 120,000 円とする。

会費は毎年度の1月末日までに完納するものとする。但し、1月末日までに分納届けをした者に限り、3月末日までに分納することができる。

新入会員の会費は第2項の定めによる。

特別会員の会費は 120,000 円としこれを終身会費とする。

賛助会員の会費は、第3項の定めによる。

準会員の会費は、第5項の定めによる。

新入会員の入会金は、20,000 円とする。入会金は入会承認日から3ヶ月以内に支払うものとする。但し、再入会の場合又は第2条第7項で定める同一企業の者が入会する場合は、入会金を免除する。

なお、公益社団法人日本青年会議所会員会議所の正会員で転居等により、本会議所に加入しようとする移籍会員の会費は、第4項の定めによる。

- 2 年度の途中において入会した新入会員については、入会年度の会費を免除する。ただし、理事に選任され会費の免除期間内に就任を承諾する場合の会費は、就任月から月割により納めなければならない。
- 3 賛助会員の会費は、年額 20,000 円とし、納入期限を1月末日までとする。年度途中で賛助会員となった会員は、入会を認められた月の末日までに会費を納入しなければならない。
- 4 移籍会員は、移籍元の公益社団法人日本青年会議所会員会議所理事長の推薦書を添えて申し込むことにより、入会金を半額とする。会費は、第2項の新入会員の規定に準ずるものとする。
- 5 準会員の会費は、年額 10,000 円とし、納入期限を1月末日までとする。年度途中で準会員となった会員は、入会を認められた月の翌月末日までに会費を納入しなければならない。

(会費及び入会金の使途)

第4条 第3条の会費及び入会金は、公益目的事業に10%、その他の事業及び管理運営経費(法人会計)に90%使用する。但し、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

(会員失格に関する事項)

第5条 正会員は毎年度の上半期及び下半期の例会及び通常総会の出席数が各2回に達しない場合は総会の決議にてその資格を失う場合がある。通常総会での委任状出席は出席に含まない。

- 2 正会員は例会出席に関して次の各号に掲げるような場合は理事会の決議により、次回例会に出席するよう警告を受ける。
 - (1) 1月から4月まで1度も出席しなかった場合
 - (2) 1月から5月まで1度しか出席しなかった場合
 - (3) 7月から10月まで1度も出席しなかった場合
 - (4) 7月から11月まで1度しか出席しなかった場合
- 3 警告を受けた正会員が、指定された例会及び通常総会に出席しなかった場合には、その例会及び通常総会日より3日以内に退会勧告を発送する。その回答には10日

間の猶予期間を設ける。

- 4 猶予期間中に回答のない時は、総会の決議をもって除名を決定し、本人に通知する。
- 5 正会員が所定の期日までに会費を完納しなかった場合には理事会の決議に基づき10日間の猶予期間を設けて、会費納入の督促をする。
- 6 会費の督促を受けた者が、その猶予期間中に会費を納入しなかった場合は、総会の決議をもって、除名を決定し、本人に通知する。
- 7 年度途中で退会または休会した場合の当該年度の会費は、自主退会は退会届提出日、資格喪失等その他の事由による退会はその事由の発生した日の属する前月まで月割で計算した額に2万円を加えた額（ただし、最大12万円）とみなし、納入済の会費は返還する。

（休会に関する事項）

第6条 正会員が以下の理由により長期欠席を余儀なくされるときは休会届けを事務局へ提出し、理事会の決議を経て休会することができる。

- (1) 会員の病気もしくは出産等
- (2) 長期出張等
- (3) その他正当と認められる理由

- 2 休会が1年以上に及んだときは、一時退会勧告する。但し、理事会の決議により延期することができる。
- 3 休会中の年会費は2万円とし、休会初年の会費は12月まで2万円とする。なお、年度途中で退会した場合の会費は返還しない。

（特別会員に関する事項）

第7条 特別会員になる資格を有する者は次の各号のとおりとする。

- (1) 正会員の制限年齢に達したため、その年度末日の終了をもって自動的に本会議所を退会した者。
- (2) 正会員の制限年齢に達し、かつ役員任期満了日の終了をもって自動的に本会議所を退会した者。
- 2 前項の資格を有する者が特別会員の申込みをするには、12月15日までに会費120,000円をそえて特別会員申込書を理事長に提出する。この場合、申込者は翌年1月1日より特別会員となる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、正会員の制限年齢に達した正会員は、その年度末日若しくは役員の任期満了日まで在籍することを条件に前項の特別会員の申込みをすることができる。
- 4 特別会員は、例会その他の会合等に出席することができる。但し、役員の選挙権、被選挙権はないものとする。また、理事会の諮問ある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(賛助会員に関する事項)

第8条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び法人ならびに団体は理事会の決定により、賛助会員として入会することができる。但し、役員の選挙権、被選挙権はない。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。